



# 三重県公報

令和5年3月22日 (水)

第 397 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

| (番号)             | (題 名)  | (担当)             | (頁) |
|------------------|--|------------------|-----|
| <b>規 則</b>       |  |                  |     |
| 12               | 生活保護法施行細則の一部を改正する規則  | (地 域 福 祉 課)      | 3   |
| 13               | 中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則   | ( 同 )            | 10  |
| 14               | 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則   | (大気・水環境課)        | 13  |
| <b>告 示</b>       |  |                  |     |
| 164              | 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定   | (障がい福祉課)         | 13  |
| 165              | 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出   | ( 同 )            | 14  |
| 166              | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定   | ( 同 )            | 14  |
| 167              | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出   | ( 同 )            | 14  |
| 168              | 保安林の指定施業要件の変更に係る通知   | (治山林道課)          | 15  |
| 169              | 特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨   | (水産振興課)          | 15  |
| 170              | 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更   | (水産資源管理課)        | 16  |
| 171              | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要  | (中小企業・サービス産業振興課) | 16  |
| 172              | 同伴   | ( 同 )            | 17  |
| <b>選 管 告 示</b>   |  |                  |     |
| 18               | 三重県議会議員選挙において候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出を県の選挙管理委員会地方書記室に提出すべき場所並びに政党その他の政治団体が確認書の交付申請等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所 | (選挙管理委員会)        | 17  |
| <b>公 安 委 告 示</b> |  |                  |     |
| 9                | 幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区の一部を改正する告示   | (公 安 委 員 会)      | 18  |
| <b>公 告</b>       |  |                  |     |
|                  | 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し  | (税 収 確 保 課)      | 20  |
|                  | 土地改良区の設立認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧   | (農 地 調 整 課)      | 20  |
|                  | 土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧   | ( 同 )            | 20  |
|                  | 基本測量を実施する旨の通知  | (公 共 用 地 課)      | 21  |
|                  | 同伴   | ( 同 )            | 21  |
|                  | 同伴   | ( 同 )            | 21  |
|                  | 公共測量を実施する旨の通知  | ( 同 )            | 22  |
|                  | 同伴   | ( 同 )            | 22  |
|                  | 同伴   | ( 同 )            | 22  |
|                  | 同伴   | ( 同 )            | 22  |
|                  | 公共測量が終了した旨の通知  | ( 同 )            | 23  |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十四号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和二年三重県規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>（関係書類の閲覧等）</p> <p>第二十四条 土砂条例第二十三条第一項又は第三項の規定による閲覧に供する書類に含まれている情報のうち、<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報及び三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）第七条第三号に該当する情報であつて次の各号に定めるものについては、閲覧の対象から除くものとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>別表第二（第十四条関係）</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）</u>第八条から第十二条までの規定に適合すること。</p> <p>六〜十三 （略）</p> | <p>（関係書類の閲覧等）</p> <p>第二十四条 土砂条例第二十三条第一項又は第三項の規定による閲覧に供する書類に含まれている情報のうち、<u>三重県個人情報保護条例（平成十四年三重県条例第一号）</u>第二条第一号に規定する個人情報及び三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）第七条第三号に該当する情報であつて次の各号に定めるものについては、閲覧の対象から除くものとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>別表第二（第十四条関係）</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、<u>宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）</u>第六条から第十条までの規定に適合すること。</p> <p>六〜十三 （略）</p> |

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二第五号の改正規定は、令和五年五月二十六日から施行する。

告 示

三重県告示第 164 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 5 年 3 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 事業所番号      | 事業者の名称              | 事業者の主たる事務所の所在地        | 事業所の名称         | 事業所の所在地         | 障害児通所支援の種類        | 指 定年月日         |
|------------|---------------------|-----------------------|----------------|-----------------|-------------------|----------------|
| 2450200924 | グラウベンアセットマネジメント株式会社 | 愛知県名古屋市中区錦二丁目 2 番 2 号 | チャイルドウィッシュかわしま | 四日市市川島新町 87 番 2 | 児童発達支援、放課後等デイサービス | 令和 5 年 3 月 1 日 |
| 2450700055 | 合同会社 和              | 三重県松阪市久保町 1518-28     | 和              | 松阪市外五曲町 55-6    | 保育所等訪問支援          | 令和 5 年 3 月 1 日 |